

自己点検事項

◇ 急性期看護補助体制加算(A207-3)

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)

(1)当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。( 適 ・ 否 )

(2)当該加算の届出に必要な看護補助者の最小必要数の5割以上が看護補助者(みなし看護補助者を除く。)である。( 適 ・ 否 )

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)

(1)当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。( 適 ・ 否 )

(2)当該病棟において、届出の対象となる看護補助者の最小必要数の5割未満が看護補助者(みなし看護補助者を除く。)である。( 適 ・ 否 )

50対1急性期看護補助体制加算

当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。( 適 ・ 否 )

75対1急性期看護補助体制加算

当該病棟において、1日に看護補助業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が75又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧及び病棟管理日誌

医療機関コード

保険医療機関名

夜間30対1急性期看護補助体制加算

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が30又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。 ( 適 ・ 否 )

夜間50対1急性期看護補助体制加算

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が50又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。 ( 適 ・ 否 )

夜間100対1急性期看護補助体制加算

当該病棟において、夜間の看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。 ( 適 ・ 否 )

夜間看護体制加算

(1)以下のいずれかを算定する病棟である。

- 夜間30対1急性期看護補助体制加算
- 夜間50対1急性期看護補助体制加算
- 夜間100対1急性期看護補助体制加算

(2)以下の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の項目のうち3項目以上を満たしている。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該加算を算定する病棟が、2交代制勤務又は変則2交代制勤務の場合は、イを除く項目のうち3項目以上

- ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が11時間以上である。
- イ 3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降となる勤務編成である。

点検に必要な書類等

- ・ 勤務実績表
- ・ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

医療機関コード  
保険医療機関名

- ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数が2回以下である。
- エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。
- オ 当該病棟の看護要員について、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされていること。
- カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績がある。
- キ 当該病棟において、みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上である。
- ク 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績があること。
- ケ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護要員の業務負担軽減を行っていること。

※ アからエまでについては、届出前1か月に当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の各勤務のうち、やむを得ない理由により各項目を満たさない勤務が0.5割以内の場合は、各項目の要件を満たしているとみなす。

※ キについては、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。

※ クについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。

※ ケについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要な応じて活用方法の見直しを行うこと。

点検に必要な書類等・様式9、勤務実績表、病棟管理日誌等

医療機関コード  
保険医療機関名

【共通事項】

(1)以下のいずれかに該当する保険医療機関である。 ( 適 ・ 否 )

- 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。
- 総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。

※ 緊急入院患者数については、第4の2の2医師事務作業補助体制加算1の施設基準(4)と同様に取り扱うもの。

(2)年間の救急自動車及び救急医療用ヘリコプターによる搬送人数を把握している。 ( 適 ・ 否 )

(3)次のいずれかを算定する病棟である。 ( 適 ・ 否 )

- 急性期一般入院基本料
- 特定機能病院入院基本料(一般病棟)の7対1入院基本料又は10対1入院基本料
- 専門病院入院基本料の7対1入院基本料又は10対1入院基本料

(4)急性期看護補助体制加算を算定するものとして届け出た病床に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて継続的に測定している。

その結果、当該加算を算定するものとして届け出た病床に入院している患者全体(延べ患者数)に占める基準を満たす患者(◆)の割合が急性期一般入院料7又は10対1入院基本料を算定する病棟においては一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰで0.7割以上、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱで0.6割以上である。 ( 適 ・ 否 )

◆ 基準を満たす患者とは、別添6の別紙7による評価の結果、以下のいずれかに該当する患者をいう。

- ・ A得点が2点以上かつB得点が3点以上
- ・ A得点が3点以上
- ・ C得点が1点以上

点検に必要な書類等

・ 年間の緊急入院患者数が分かる書類

医療機関コード  
保険医療機関名

※ 産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合（基本診療料の施設基準等第十の三（3）及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料2又は3に係る要件を満たす場合に限る。）は測定対象から除外。  
また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。

※ 評価にあたっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のⅠ又はⅡのいずれかを選択し届け出た上で評価している。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。

なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月（4月及び10月）のみとし、切替月の10日までに届け出ること。

※ 急性期看護補助体制加算について、令和2年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和3年9月30日までの間、令和2年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。

（5）一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入は、院内研修を受けたものにより行われている。

ただし、別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で確認を行うこと。

（ 適 ・ 否 ）

医療機関コード

保険医療機関名

(6)急性期看護補助体制加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、以下の基礎知識を習得できる内容含む院内研修を年1回以上受講している。 ( 適 ・ 否 )

- ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
- イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
- ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
- エ 日常生活にかかわる業務
- オ 守秘義務、個人情報の保護
- カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

※ アについては、内容に変更がない場合は、2年目以降の受講は省略して差し支えない。

(7)当該病棟において、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行っている。 ( 適 ・ 否 )

※ 次に掲げる所定の研修を修了した(修了証が交付されているもの)看護師長等が配置されていることが望ましい。

- ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること(5時間程度)
- イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
  - (イ)看護補助者の活用に関する制度等の概要
  - (ロ)看護職員との連携と業務整理
  - (ハ)看護補助者の育成・研修・能力評価
- (二)看護補助者の雇用形態と処遇等

※ 看護補助者の配置については、各病棟の入院患者の状態等保険医療機関の実情に応じ、同一の入院基本料を届け出ている病棟間を含め、曜日や時間帯によって一定の範囲で傾斜配置できる。

(8)看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。 ( 適 ・ 否 )

※ 「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」については、別シート「32◇看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」を必ず提出すること。

点検に必要な書類等

・看護補助者の院内研修の実施状況(院内研修の実施日、研修内容、参加者名簿等)について、具体的な内容が確認できる書類

医療機関コード  
保険医療機関名